

令和5年度毒物劇物取扱者試験実施要領

1 趣旨

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱者試験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 試験日時

令和5年8月1日（火） 午前10時から12時まで

3 試験の実施場所

- (1) 沖縄県市町村自治会館（沖縄県那覇市旭町116-37）
- (2) 宮古保健所（沖縄県宮古島市平良字東仲宗根476）
- (3) 八重山保健所（沖縄県石垣市字真栄里438）

4 受験資格

特に制限はない。

ただし、次に掲げる者は毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物取扱責任者になれない。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

5 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

6 試験科目

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては、毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては、同法施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。）
- (4) 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては、毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては、同法施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。）

7 願書受付期間

令和5年6月5日（月）～令和5年6月12日（月）（土日を除く。）

（受付時間）9：00～11：30 及び 13：00～16：00

但し、県外居住者が郵送で提出する場合、令和5年6月12日（月）の消印のあるものは受け付ける。

8 願書提出先

ア 沖縄県内に居住する者は、住所地を管轄する各県保健所

※ 受験者本人が直接保健所窓口に提出すること。

※ 原則、郵送では受け付けない。

※ 那覇市在住者は南部保健所管轄となります。詳しくは下記でご確認下さい。

保健所名	電話番号	管轄市町村
北部保健所 (沖縄県名護市 大中 2-13-1)	0980-52-2636	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所 (沖縄県沖縄市 美原 1-6-28)	098-938-9787	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部保健所 (沖縄県島尻郡 南風原町字宮平 212)	098-889-6799	糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、那覇市、浦添市、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町
宮古保健所 (沖縄県宮古島市 平良字東仲宗根 476)	0980-72-3501	宮古島市、多良間村
八重山保健所 (沖縄県石垣市字 真栄里 438)	0980-82-3240	石垣市、竹富町、与那国町

イ 沖縄県外に居住する者

沖縄県保健医療部衛生薬務課

(〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2) 電話番号 098-866-2055

※ 郵送で提出する場合は「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書きのうえ必ず書留とすること。

9 提出書類及び手数料

(1) 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和47年沖縄県規則第36号）第12条に規定する

願書 2部

(2) 戸籍抄本 1部

外国籍の者は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（国籍を記載したものに
限る）

(3) 写真 2葉

縦4cm×横3cmとし、出願前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽、上半身像の
もので、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。写真は貼らずに持参すること。

(4) 受験手数料 10,700円（沖縄県収入証紙）

県外居住者については、10,700円分の普通為替証書又は定額小為替証書を他の提出
書類と併せて提出すること。

なお、受験願書受理後の受験手数料は、一切返還しない。

※ 県外居住者が郵送で提出する場合、受験票返送用の封筒（切手（84円）を貼付し、
出願者の宛先（郵便番号、住所）及び氏名を記載すること）を同封すること。

10 受験票

受験票は、願書提出時に出願者に直接交付する。（県外居住者には郵送する。）

11 合格発表

(1) 令和5年9月1日（金）午前10時より、沖縄県保健医療部衛生薬務課、各県保健
所及び沖縄県ホームページに合格者の受験番号を公表する。

※ 電話での合否に関する照会は一切受け付けない。

(2) 合格者に対しては、願書提出先で合格証を交付する。（県外居住者には郵送す
る。）

(3) 合格発表の日から5日間に限り、受験者本人から申し出があった場合は、その者の
試験項目別得点及び総合得点を開示する。

開示を希望する者は、合格発表後、令和5年9月7日（木）（土日を除く）までの
9:00～12:00及び13:00～17:00の間、受験票又は本人確認できるもの（運転免
許証等）を持参の上、沖縄県保健医療部衛生薬務課において開示請求を行うこと。

※ 電話による照会は一切受け付けない。

12 その他

(1) 提出期限経過後は、受験希望場所の変更は認めない。

(2) 出願に関する書類を提出した後に住所又は氏名を変更した者は、直ちに、沖縄県保
健医療部衛生薬務課薬務班あて連絡すること。

(3) 受験手続き、その他の問い合わせについては、最寄りの各県保健所又は沖縄県保健
医療部衛生薬務課に問い合わせること。

(4) 試験日は、九州各県統一して実施することとしている。